

やまがた き ち く か っ せ い か け い か く  
山形4期地区活性化計画

~~(変更)~~

(軽微な変更)

山 形 県

平成26年7月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	山形4期地区						
都道府県名	山形県	市町村名	山形市、舟形町、大蔵村、鶴岡市、三川町、川西町	地区名	大郷地区、小松原田地区、烏川赤松地区、たらのきだい地区、大山三字地区、押切新田地区、猪子地区、かわにし地区	計画期間	平成24年度 ~ 平成28年度

## 目 標 :

本計画は「やまがた農山漁村元気づくり応援プラン(平成23年3月)」における基本方針に基づき、①食糧供給県「やまがた」の確立・強化、②暮らし続けたい農山漁村の創造、③「やまがた」らしい地域づくりの推進を図り、農業の持続的な発展と農村の活性化に寄与し、農業従事者の定住や都市との地域間交流の促進に貢献するものである。

目標としては、活性化区域内で新たな就農者を確保しつつ、人口減少の緩和を図ることとし、その手段としては、以下の事業を活用する。

- ①水田畑地化振興対策の確実な推進として、暗きょ排水を活用し、安定したほ場内の排水機能を確保する面積86.3ha。
- ②農業従事者の定住促進に資する125.7haの農地整備事業(経営体育成型)の事業化推進に向け農用地等集団化の活用を図り、計画期間内に基盤整備の着手を目指すこととし、事業完了後、基盤整備に着工するまでの期間を2年以内。
- ③処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物集出荷貯蔵施設)を活用し、新たに整備する集出荷施設の受益となる農用地における園芸作物の販売額の59.5%増。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

山形県は、本州東北地方の南西部に位置し、蔵王、月山、烏海、吾妻、飯豊、朝日と日本百名山に数えられる秀麗な山々に囲まれている。南から連なる米沢、山形、新庄の各盆地と庄内平野を縦断して最上川が流れ、西に面する日本海へと注いでいる。内陸部は、夏は最高気温40.8℃の記録を有し、冬は雪に覆われる盆地型気候である。日本海に面する沿岸部は、海洋性気候で冬季には北西の季節風が強い。

本県の耕地面積は12万3千haで県土面積の13.2%を占めている。また、豊かな自然・水・土地に恵まれ、先人から受け継がれた高い技術により、おいしい農林水産物を産出・供給する全国有数の農業県である。

【大郷地区】山形市の北東部に位置し、一級河川須川右岸に展開する水田地帯で、昭和35年から昭和38年にかけて区画整理や用排水路整備が完了している地域である。地区内では水稻を中心としながら、大郷地区転作協議会を中心に集団転作として、そばや大豆、小麦等の2年3作体系による営農のほか、菜種、枝豆、じゃがいも等の新たな畑作物の導入にも積極的に取り組んでいる。

【大山三字地区】県の西部にある鶴岡市の北西部に位置し、地区の西側に大戸川、東側には一級河川大山川が流れ、その両河川に隣接する水田地帯である。水稻を中心に市の特産品である枝豆のただちや豆や大豆等の土地利用型作物の栽培を行っている。

【押切新田地区】県の西部にある三川町の北東部に位置し、地区の西側に一級河川赤川、東側には一級河川藤島川が流れ、その両河川に隣接する水田地帯である。水稻を中心に枝豆や大豆等の土地利用型作物の栽培を行っている。

【猪子地区】県の西部にある三川町の北東部に位置し、地区の西側に一級河川大山川、東側には一級河川赤川が流れ、その両河川に隣接する水田地帯である。水稻を中心に枝豆や大豆等の土地利用型作物の栽培を行っている。

【烏川赤松地区】県の北部、最上郡の最南端に位置し、北東部に最上川が流れ、南西部は月山の山頂付近まで達する大蔵村の北東部と隣接する舟形町に跨る地域であり、地区の中心を県道福寿野熊高線が走り、一級河川最上川に銅山川の合流地点周辺に広がる水田地帯である。水稻中心にそば等の土地利用型作物やトマト等の園芸作物の栽培を行っている。

【小松原田地区】県の北東部にある舟形町の中央部に位置し、地区の東部を国道13号尾花沢新庄道路が走り、南部を一級河川最上小国川が西流する水田地帯である。水稻中心にそば等の土地利用型作物の栽培を行っている。

【たらのきだい地区】県の西部にある鶴岡市の東部に位置し、標高300m前後の典型的な中山間地域である。農業は農地集積を図りながら水稻を中心に大豆等の土地利用型作物の栽培が行われている。

【かわにし地区】県南部の置賜盆地の中央に位置し、地形的・気象的に稲作に適した土地柄であることから、稲作を基幹とした国内屈指の良質米生産地帯となっている。大豆等の土地利用型作物等の土地集約型作物栽培が行われているものの、米の需給調整面積の拡大や米価の低迷を背景に、川西町園芸振興協議会を中心とし、水田を活用した野菜、花卉、果樹の作付拡大を図り、産地拡大に向けた取組みを進めている。

#### 現状と課題：

本県における農業の現状は、農家数は年々減少する一方、経営耕地面積5ha以上の大規模農家の割合が増加している。また、農業就業人口も減少傾向にあり、年齢階層別に見ても65歳以上の高齢者が55%以上を占めるなど高齢化の傾向が顕著になっている。県内の新規就農者は毎年150から200人程度であるが、大部分は35歳以下の若年層であり、近年はUターン就農者や農外からの新規参入も増えてきている。また中核的な担い手である認定農業者や農業生産法人は増加しており、農地の利用集積面積割合も毎年高くなっている。

耕地面積は、近年緩やかな減少傾向にあり、一方、耕作放棄地は、増加の傾向にある。特に生産条件が不利な中山間地域において耕作放棄率が高くなっている。耕作放棄地は害虫の発生源になるなど、農作物の生産活動や居住環境に悪影響を及ぼしている。

【大郷地区】 地区内の人口は減少(H17⇒H22 ▲1.3%)し、また、農業従事者数も著しく減少(H17⇒H22 ▲19.1%)している。現在、大郷地区転作協議会を中心に集団転作を実施しているが、降雨の際にはほ場内に水が停滞するなど、排水不良が原因により転作作物の収量、品質の低下を招いており、生産基盤不良等の問題により、効率的な営農に支障をきたしている。

【大山三字地区】 地区内の人口は減少(H17⇒H22 ▲5.1%)し、また、農業従事者数も減少(H17⇒H22 ▲9.3%)している。現在、JAによる支援体制のもと、地元生産組合・枝豆部会等が中心となって転作計画に取り組み、水田を活用した転作の本作化を展開しているが、地区内ほ場の排水条件が十分でないため、満足した収量・品質が得られず、効率的な機械作業にも支障をきたしている。

【押切新田地区】 地区内の人口は減少(H17⇒H22 ▲3.3%)し、また、農業従事者数も減少(H17⇒H22 ▲9.0%)している。現在、JAによる支援体制のもと、地元生産組合等が中心となって転作計画に取り組み、水田を活用した転作の本作化を展開しているが、地区内ほ場の排水条件が十分でないため、満足した収量・品質が得られず、効率的な機械作業にも支障をきたしている。

【猪子地区】 地区内の人口は減少(H17⇒H22 ▲0.8%)し、また、農業従事者数も著しく減少(H17⇒H22 ▲25.3%)している。現在、JAによる支援体制のもと、地元生産組合等が中心となって転作計画に取り組み、水田を活用した転作の本作化を展開しているが、地区内ほ場の排水条件が十分でないため、満足した収量・品質が得られず、効率的な機械作業にも支障をきたしている。

【烏川赤松地区】 地区内の人口は減少(H17⇒H22 ▲10.4%)し、また、農業従事者数も減少(H17⇒H22 ▲6.9%)している。現在、農家数の減少や農業従事者の高齢化傾向のなか、担い手を中心に営農が行われているが、ほ場が未整備で耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障をきたしている状況である。

【小松原田地区】 地区内の人口は減少(H17⇒H22 ▲9.6%)し、また、農業従事者数も減少(H17⇒H22 ▲9.5%)している。現在、そば及び水稻を中心とした土地利用型農業の効率的な生産を図るため、転作作物のそばについては、収穫等の生産・集出荷を担い手農家が主体となり委託作業を行っているが、農業従事者の高齢化や生産基盤不良等の問題により、営農に支障をきたしている。

【たらのきだい地区】 地区内の人口は減少(H17⇒H22 ▲6.4%)し、また、農業従事者数も減少(H17⇒H22 ▲11.8%)している。現在、大豆及び水稻を中心とした土地利用型農業の効率的な生産を図るため、転作作物の大豆については、収穫等の生産・集出荷を担い手農家が主体となり委託作業を行っているが、農業従事者の高齢化や生産基盤不良等の問題により、営農に支障をきたしている。

【かわにし地区】 地区内の人口は減少(H17⇒H22 ▲7.6%)し、また、農業従事者数も著しく減少(H17⇒H22 ▲11.1%)している。地域内の農地は、10a区画で排水も悪く、農道が狭小で水路も素掘りの用排兼用であること等から、平成22年度からほ場整備に取り組んでいる。地域では、ほ場整備を契機とした土地利用型園芸作物を取り組むこととし、担い手農家の組織化をはじめ、JAや行政を中心に実需者を含めた推進組織を設置し、加工用野菜の実証ほに取り組んでいる。今後、整備されたほ場での営農開始するに当たり、予冷施設の整備が大きな課題となっている。

#### 今後の展開方向等：

「山形県農林水産業振興計画(平成22年3月)」に基づく、(1)流通・消費者ニーズに応える仕組みづくり、(2)農林水産業を支える基盤の確立・強化、(3)活力ある農山漁村の再生 の基本目標を具現化するため、「やまがた農山漁村元気づくり応援プラン(平成23年3月)」に基づき、事業の受益者や行政、関係機関及び地域住民が、「いのち」を育む農業の果たす役割を認識し、また暮らしを支え合うための農山漁村のあるべき姿を意識し、それぞれが連携しながら役割を果たしていく。

【大郷地区】 大郷地区転作協議会が中心となって、転作田や排水不良地にそばや大豆、小麦等の2年3作、菜種、枝豆、じゃがいも等の新たな畑作物の導入や生産拡大を目指し、転作田

の排水対策を行うことにより、畑作物の収量・品質の向上を図り、農業所得の安定確保により地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。

【大山三字地区】「鶴岡地域水田農業ビジョン」に重点作物として位置付けされている、大豆・枝豆や、園芸振興作物のなすやトマト等の生産拡大を目指し、転作田の排水対策を行い、畑作物の収量・品質向上を図り、農業所得の安定確保と向上により地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。

【押切新田地区】「三川町地域水田農業ビジョン」に重点作物として位置付けされている、大豆・枝豆や、園芸振興作物のネギ等の生産拡大を目指し、転作田の排水対策を行い、畑作物の収量・品質向上を図り、農業所得の安定確保と向上により地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。

【猪子地区】「三川町地域水田農業ビジョン」に重点作物として位置付けされている、大豆・枝豆や、園芸振興作物のネギ等の生産拡大を目指し、転作田の排水対策を行い、畑作物の収量・品質向上を図り、農業所得の安定確保と向上により地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。

【烏川赤松地区】早急な基盤条件の整備による効率的な用水確保や機械作業の効率化による労働力の節減等により、担い手への農地の面的集積や集落営農の推進が図られ、農業後継者の確保など地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。

【小松原田地区】早急な基盤条件の整備による効率的な用水確保や機械作業の効率化による労働力の節減など、農地の集積や集落営農の推進が図られ、農業後継者の確保など地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。

【たらのきだい地区】早急な基盤条件の整備による効率的な用水確保や機械作業の効率化による労働力の節減など、農地の集積や集落営農の推進が図られ、農業後継者の確保など地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。

【かわにし地区】転作田を活用した野菜、花卉、果樹の作付拡大による産地拡大に向け、特に担い手農家等を中心に、ほ場整備を契機とした土地利用型園芸作物の産地形成のモデルケースを成功させ、今後予定されているほ場整備への展開を図り、閉塞感の強い米依存から脱却し、安定した農業経営を確立することで、地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。

#### 【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。  
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1)法第5条第2項第2号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
山形市	大郷	基盤整備(暗きょ排水)	最上川中流土地改良区	有	イ	
鶴岡市	大山三字	基盤整備(暗きょ排水)	庄内赤川土地改良区	有	イ	
三川町	押切新田	基盤整備(暗きょ排水)	庄内赤川土地改良区	有	イ	
三川町	猪子	基盤整備(暗きょ排水)	庄内赤川土地改良区	有	イ	
大蔵村	烏川赤松	基盤整備(農用地等集団化)	大蔵村	有	イ	
舟形町	小松原田	基盤整備(農用地等集団化)	舟形町	有	イ	
鶴岡市	たらのきだい	基盤整備(農用地等集団化)	庄内赤川土地改良区	有	イ	
川西町	かわにし地区	処理加工・集出荷施設(農林水産物集荷貯蔵施設)	山形おきたま農業協同組合	有	イ	

### (2)法第5条第2項第3号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
該当なし					

### (3)関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
山形市	大郷	農業基盤整備促進事業(暗きょ排水)	最上川中流土地改良区	

### (4)他の地方公共団体との連携に関する事項

本県の農山漁村活性化対策整備に係る活性化計画の推進に当たっては、関係市町村等が策定した活性化計画に基づく事業等を支援するものであり、関係市町村並びに実施主体との連携を強化し、農山漁村における定住等や農山漁村と都市との地域間交流を促進し、農山漁村の活性化を図っていく。

### 3 活性化計画の区域

山形4期地区(山形市ほか5市町村)	区域面積	17,347.7ha
本計画における活性化区域面積は、関係市町村による事業計画8地区の受益面積を合計し5,397.0haを含む、集落単位を基本とした17,347.7haを設定している。		
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係：  活性化区域面積17,347.7haのうち、農用地及び林地の面積は14,631.0haであり、84.3%を占めている。 近年、区域においては、農業従事者の減少(平成17年から平成22年までに582人、14.0%の減少)は進んでいるものの、受益地は農業振興地域内であり、土地利用状況として、水稲や畑作物、園芸作物の生産を行うなど、農作物の栽培を目的とした耕地であり、現在も優良な農用地として活用され、農業が重要な産業として位置づけられる地域である。		
②法第3条第2号関係：  県内では農家数と農業就業人口の減少や高齢化、更には耕地面積の減少と耕作放棄地の増加など、農産物の生産活動や居住環境に悪影響を及ぼしている。 本区域においても、農業従事者の減少(平成17年から平成22年までに582人、14.0%の減少)や定住人口の減少(平成17年から平成22年までに1,805人、5.5%の減少)が進行している。 その中で、持続的な農業経営の安定や農地利用集積のほか、畑作物、園芸作物等による所得向上を目指す農業従事者を支援するためにも、農業生産基盤の条件整備は必要不可欠である。 本計画における活性化区域において、やる気のある農業従事者の定住維持や促進を図ることによって、本計画の活性化区域である受益地を含む集落や地域の活性化にとって有効かつ適切である。		
③法第3条第3号関係：  本計画における活性化区域には、市街地を形成している区域、市街化区域及び都市計画法の用途地域を含まない。また、活性化区域内の事業実施区域はいずれも農振農用地区域に指定された優良な農用地である。		

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの		既に有している権利に基づくもの		土地の利用目的		備考		
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者			農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)
						氏名	住所		氏名	住所			
		該当なし											

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物	該当なし					
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

該当なし
------

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法 (※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		



## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

本計画の目標は、活性化区域内での新たな就農者を確保しつつ、人口減少の緩和を図ることである。  
このため、県は、事業(H24-27)完了後及び計画が終了(H28)する時点において、目標達成の手段として活用する下記事業により機能確保が図られた面積等を把握し、結果として、本区域内の人口を整理(H27国勢調査等)し、平成22年度から平成27年度までの人口減少率を算定し、学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、目標の達成状況に関する評価を行うこととする。

- ①水田畑地化振興対策の確実な推進として、暗きょ排水を活用し、安定したほ場内の排水機能を確保する面積86.3ha。
- ②農業従事者の定住促進に資する125.7haの農地整備事業(経営体育成型)の事業化推進に向け農用地等集団化の活用を図り、計画期間内に基盤整備の着手を目指すこととし、事業完了後、基盤整備に着手するまでの期間を2年以内。
- ③処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物集出荷貯蔵施設)を活用し、新たに整備する集出荷施設の受益となる農用地における園芸作物の販売額の59.5%増。

### ① 定住等の促進に資する農道・用水路・暗きょ排水等の農業生産基盤の機能が確保される面積

地区名	事業メニュー名	受益面積	H24	H25	H26	H27	H28	備考
大郷	暗きょ排水	41.5ha	○	○	○	○		○印は計画地区の事業実施期間であり、事業の完了時点により受益地内に効果が発現され、事業完了翌年のH28時点で目標の達成状況の把握と評価を行う。 なお、大郷地区は、平成24年度は本事業で実施し、平成25年度以降は農業基盤整備促進事業の活用により、全体計画を整備し本事業を達成する。
大山三字	暗きょ排水	12.7ha	○	○				
押切新田	暗きょ排水	14.2ha	○	○				
猪子	暗きょ排水	17.9ha	○	○				
計		86.3ha						

### ② 計画期間内に区画整理事業等が着手される地区

地区名	事業メニュー名	受益面積	H24	H25	H26	H27	H28	備考
烏川赤松	農用地等集団化	63.0ha	○					○印は計画地区の事業実施期間であり、その後区画整理事業が着手されることにより効果が発現されるが、事業完了2年後のH26時点で目標の達成状況の把握と評価を行う。
小松原田	農用地等集団化	34.7ha	○					
たらのきだい	農用地等集団化	24.7ha	○					
計		122.4ha						

### ③ 受益となる農用地における園芸作物の生産額の増加

地区名	事業メニュー名	受益面積	H24	H25	H26	H27	H28	備考
かわにし	農林水産物集出荷貯蔵施設	5,185.0ha	○					
計		5,185.0ha						

# 農山漁村活性化対策整備交付対象事業別概要

(変更)

(軽微な変更)

計画主体名	計画期間
やま がた けん 山 形 県	平成24年度～平成28年度

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
山形県農林水産部農山漁村計画課	023-630-3189	023-630-2509	<a href="mailto:ynokei@pref.yamagata.jp">ynokei@pref.yamagata.jp</a>

# I 事業活用活性化計画目標(1/3)

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する 農業用排水施設等の機能の確保 【基盤整備(暗きょ排水)】	86.3ha	計画区域における農業用排水等の機能の確保(ha) = 計画期間内に農業用排水施設等の整備・保全により 条件整備され機能が確保された農地の面積(ha) = 86.3ha
<b>事業活用活性化計画目標の設定根拠</b>  <b>【大郷地区】計画目標面積 41.5ha</b> 本地区は、昭和35年から昭和38年にかけて区画整理や用排水路整備が完了している地域であり、地区内では水稻を基本としながら、大郷地区転作協議会を中心に集団転作を行っているが、降雨の際には、ほ場内に水が停滞するなど排水不良が原因により転作作物の収量、品質の低下を招いており、生産基盤の不良等の問題により効率的な営農に支障をきたしている。 このため、暗きょ排水による排水条件の改善と団地化を進め、転作作物の収量・品質の向上と作業の効率化を図る。 また、大郷地区転作協議会が中心となって、転作田や排水不良地にそばや大豆、小麦等の2年3作、菜種、枝豆、じゃがいも等、新たな畑作物の導入や生産拡大を目指すし、転作田の排水対策を行うことにより、畑作物の収量・品質の向上を図り、農業所得の安定確保により地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図るものである。 設定する目標は計画区域における農業用排水施設等(暗きょ排水)の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積とする。		
<b>【大山三字】計画目標面積 12.7ha</b> 本地区は、水稻のほか転作組合等が中心になって、枝豆、大豆のほか、ナスやトマト等の園芸作物に取り組んでいるが、ほ場の排水不良により満足した収量・品質が得られていない。 このため、暗渠排水による排水条件の改善と団地化を進め、転作作物の収量・品質の向上と作業の効率化を図る。 また、生産組合による共同作業を進め、鶴岡地域水田農業ビジョンで重要作物に位置付けされている枝豆を中心とする畑作園芸作物等の生産を拡大し、安定した農業経営を確立することにより、地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の安定維持を図るものである。 設定する目標は計画区域における農業用排水施設等(暗渠排水)の整備保全により条件整備され機能が確保された農地の面積とする。		
<b>【押切新田】計画目標面積 14.2ha</b> 本地区は、水稻のほか転作組合等が中心になって、枝豆、大豆、大麦のほか、ネギ等の園芸作物に取り組んでいるが、ほ場の排水不良により満足した収量・品質が得られていない。 このため、暗渠排水による排水条件の改善と団地化を進め、転作作物の収量・品質の向上と作業の効率化を図る。 また、生産組合による共同作業を進め、三川町地域水田農業ビジョンで重要作物に位置付けされている枝豆を中心とする畑作園芸作物等の生産を拡大し、安定した農業経営を確立することにより、地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の安定維持を図るものである。 設定する目標は計画区域における農業用排水施設等(暗渠排水)の整備保全により条件整備され機能が確保された農地の面積とする。		
<b>【猪子】計画目標面積 17.9ha</b> 本地区は、水稻のほか転作組合等が中心になって、枝豆、大豆のほか、ネギ等の園芸作物に取り組んでいるが、ほ場の排水不良により満足した収量・品質が得られていない。 このため、暗渠排水による排水条件の改善と団地化を進め、転作作物の収量・品質の向上と作業の効率化を図る。 また、生産組合による共同作業を進め、三川町地域水田農業ビジョンで重要作物に位置付けされている枝豆を中心とする畑作園芸作物等の生産を拡大し、安定した農業経営を確立することにより、地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の安定維持を図るものである。 設定する目標は計画区域における農業用排水施設等(暗渠排水)の整備保全により条件整備され機能が確保された農地の面積とする。		

## I 事業活用活性化計画目標(2/3)

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する基盤整備の円滑化 【基盤整備(農用地等集団化)】	2年	計画区域における区画整理事業着手までの年数(年) = 事業実施後、区画整理事業の着手までの年数(年) = 2年
事業活用活性化計画目標の設定根拠		
<p>【烏川赤松】計画目標面積 63.0ha ○ 事業実施 (H24) ○ 基盤整備事業の着手目標 (H26目標)</p> <p>【小松原田】計画目標面積 34.7ha ○ 事業実施 (H24) ○ 基盤整備事業の着手目標 (H26目標)</p> <p>【たらのきだい】計画目標面積 24.7ha ○ 事業実施 (H24) ○ 基盤整備事業の着手目標 (H26目標)</p> <p>本地区は、農業従事者の減少や高齢化のなか、担い手を中心に営農が行われているが、ほ場が未整備で、耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障をきたしている状況である。 このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準等を作成するものであり、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等による農業従事者の定住維持を図るものである。 設定する目標は計画区域における区画整理事業着手までの年数とし、事業着手に向けて、基本計画図を活用した基礎調査と工事着工後における換地計画の樹立、換地処分を円滑に推進するための啓発活動や合意形成を行う必要があることから、計画期間内に基盤整備の着工を目指すこととし、事業完了後、基盤整備に着工するまでの年数を目標と設定した。</p>		

## I 事業活用活性化計画目標(3/3)

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
地域産物の販売額の増加 【処理加工・集出荷施設 (農林水産物集出荷貯蔵施設)】	53.14%	農業生産額増 = 処理加工・集出荷施設の対象となる受益面積 の園芸作物(野菜)販売額の増 = 224,446千円 → 343,726千円
事業活用活性化計画目標の設定根拠		
<p>【かわにし】園芸作物(野菜)販売額の増 224,446千円(平成19~23年実績) → 343,726千円(平成24~28年見込) 53.14%の増</p> <p>本地区は、山形県南部の置賜盆地の中央に位置し、地形的・気象的に稲作に適した土地柄であることから、稲作を基幹とした国内屈指の良質米生産地帯となっている。大豆等の土地利用型作物等の土地集約型作物栽培が行われているものの、米の需給調整面積の拡大や米価の低迷を背景に、川西町園芸振興協議会を中心とし、水田を活用した野菜、花卉、果樹の作付拡大を図り、産地拡大に向けた取組みを進めている。</p> <p>また地区内の農地は、10a区画で排水も悪く、農道が狭小で水路も素掘りの用排兼用であることから平成22年度からほ場整備に取り組んでおり、ほ場整備を契機とした土地利用型園芸作物を取り組むため、担い手農家の組織化をはじめ、JAや行政を中心に実需者を含めた推進組織を設置し、加工用野菜の実証ほに取り組みむ等、園芸作物の生産拡大を目指している。</p> <p>ほ場整備を契機とした土地利用型園芸作物の栽培拡大に伴いキャベツ352トン、長ねぎ103トン、えだまめ15.8トンを新たに出荷調整することになるが、既設の集出荷施設ではその機能が不足することから、集出荷施設の増築及び予冷库設置による出荷調整機能の強化を図り、円滑な流通体制を整備するものである。</p> <p>設定する目標は、川西町園芸作物振興計画の作付面積(平成28年目標)の農地において栽培される作物について、予冷库設置による出荷調整機能の強化により、JAを通じた関東・関西の市場への流通拡大が見込まれることから、受益面積内の園芸作物販売額の増とする。</p>		

Ⅱ 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

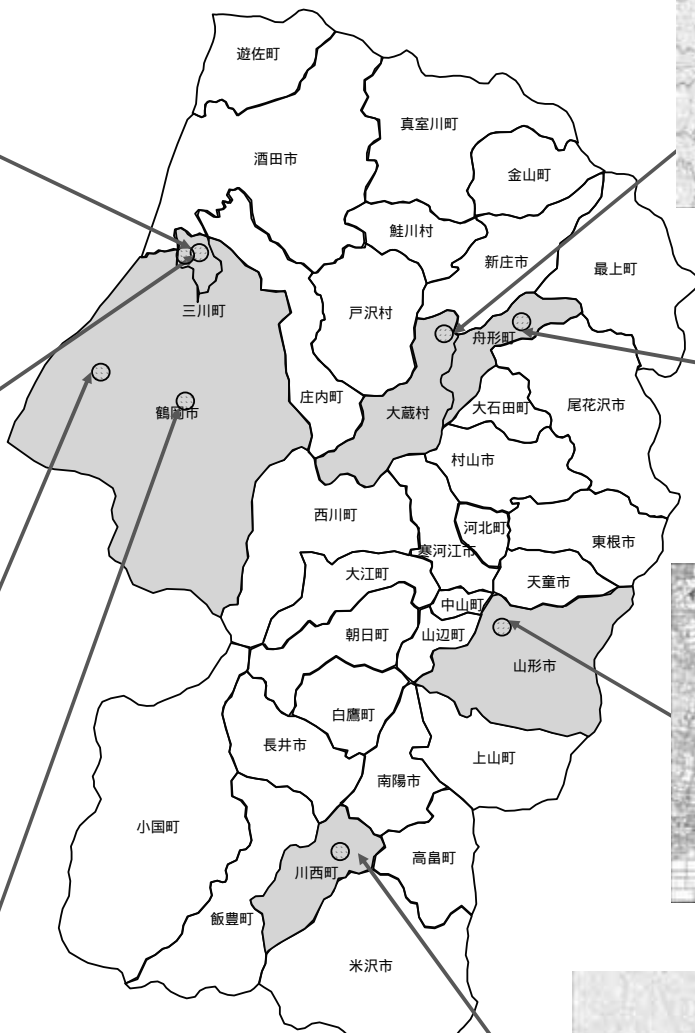
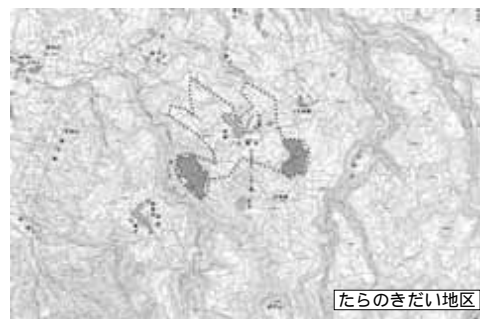
事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金 要望額 (千円)	交付額算 定交付率	交付 限度額 (千円)	活性化計画の目標及び 事業活用活性化計画目標との関連性
暗きよ排水	大郷	暗きよ排水の整備 ・本暗きよ(吸水管) ・補助暗きよ(モミガラ)	受益面積 (A=41.5ha) 12.5ha 吸水管 φ60～φ75	H24～H27 H24	最上川中流 土地改良区	41,000	20,500	50%	20,500	本地区は、昭和35年から昭和38年にかけて区画整理や用排水路整備が完了している地域であり、地区内では水稲を基本としながら、大郷地区転作協議会を中心に集団転作を行っているが、降雨の際には、ほ場内に水が停滞するなど排水不良が原因により転作作物の収量、品質の低下を招いており、生産基盤の不良等の問題により効率的な営農に支障をきたしている。 このため、暗きよ排水による排水条件の改善と団地化を進め、転作作物の収量・品質の向上と作業の効率化を図る。 また、大郷地区転作協議会が中心となって、転作田や排水不良地にそばや大豆、小麦等の2年3作、菜種、枝豆、じゃがいも等、新たな畑作物の導入や生産拡大を目指し、転作田の排水対策を行うことにより、畑作物の収量・品質の向上を図り、農業所得の安定確保により地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図るものである。 なお、本地区の平成24年度の12.5haは本事業で実施し、平成25年度以降については農業基盤整備促進事業の活用により、全体計画の41.5haを整備し本事業を達成する。
暗きよ排水	大山三宇	暗きよ排水の整備 ・本暗きよ(吸水管) ・補助暗きよ(モミガラ) 土壌改良の実施	受益面積 A=12.7ha 吸水管φ75 炭カル・ヨウリン	H24～H25	庄内赤川 土地改良区	52,000	28,600	55%	28,600	本地区は、水稲のほか転作組合等が中心になって、枝豆、大豆のほか、ナスやトマト等の園芸作物に取組んでいるが、ほ場の排水不良により満足した収量・品質が得られていない。 このため、暗渠排水による排水条件の改善と団地化を進め、転作作物の収量・品質の向上と作業の効率化を図る。 また、生産組合による共同作業を進め、鶴岡地域水田農業ビジョンで重要作物に位置付けられている枝豆を中心とする畑作物園芸作物等の生産を拡大し、安定した農業経営を確立することにより、地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の安定維持を図るものである。
暗きよ排水	押切新田	暗きよ排水の整備 ・本暗きよ(吸水管) ・補助暗きよ(モミガラ) 土壌改良の実施	受益面積 A=14.2ha 吸水管φ75 炭カル・ヨウリン	H24～H25	庄内赤川 土地改良区	52,000	26,000	50%	26,000	本地区は、水稲のほか転作組合等が中心になって、枝豆、大豆、大麦のほか、ネギ等の園芸作物に取組んでいるが、ほ場の排水不良により満足した収量・品質が得られていない。 このため、暗渠排水による排水条件の改善と団地化を進め、転作作物の収量・品質の向上と作業の効率化を図る。 また、生産組合による共同作業を進め、三川町地域水田農業ビジョンで重要作物に位置付けられている枝豆を中心とする畑作物園芸作物等の生産を拡大し、安定した農業経営を確立することにより、地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の安定維持を図るものである。
暗きよ排水	猪子	暗きよ排水の整備 ・本暗きよ(吸水管) ・補助暗きよ(モミガラ) 土壌改良の実施	受益面積 A=17.9ha 吸水管φ75 炭カル・ヨウリン	H24～H25	庄内赤川 土地改良区	59,000	29,500	50%	29,500	本地区は、水稲のほか転作組合等が中心になって、枝豆、大豆のほか、ネギ等の園芸作物に取組んでいるが、ほ場の排水不良により満足した収量・品質が得られていない。 このため、暗渠排水による排水条件の改善と団地化を進め、転作作物の収量・品質の向上と作業の効率化を図る。 また、地元生産組合による共同作業を進め、三川町地域水田農業ビジョンで重要作物に位置付けられている枝豆を中心とする畑作物園芸作物等の生産を拡大し、安定した農業経営を確立することにより、地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の安定維持を図るものである。
農用地等集団化	烏川赤松	経営体育成促進換地等調整 (地区内農地等状況調査、合意形成促進、地区内アンケート調査、地域営農構想作成、換地設計基準作成、経営体育成方針作成)	受益面積 A=63ha	H24	大蔵村	2,500	1,375	55%	1,375	
農用地等集団化	小松原田	経営体育成促進換地等調整 (地区内農地等状況調査、合意形成促進、地区内アンケート調査、地域営農構想作成、換地設計基準作成、経営体育成方針作成)	受益面積 A=34.7ha	H24	舟形町	1,500	825	55%	825	本地区は、農業従事者の減少や高齢化のなか、担い手を中心に営農が行われているが、ほ場が未整備で、耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障をきたしている状況である。 このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うため、農用地等集団化として換地設計基準等を作成することにより、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものである。
農用地等集団化	たらのきだ い	経営体育成促進換地等調整 (地区内農地等状況調査、合意形成促進、地区内アンケート調査、地域営農構想作成、換地設計基準作成、経営体育成方針作成)	受益面積 A=24.7ha	H24	庄内赤川 土地改良区	1,000	550	55%	550	
農林水産物集出荷施設	かわにし	・貯蔵施設 ・集出荷増築	予冷库1基 (81m <sup>2</sup> ) 建物増築 (100m <sup>2</sup> )	H24	山形おきたま 農業協同組合	30,000	15,000	50%	15,000	本地区は、大豆等の土地利用型作物等の土地集約型作物栽培が行われているものの、米の需給調整面積の拡大や米価の低迷を背景に、川西町園芸振興協議会を中心とし、水田を活用した野菜、花卉、果樹の作付拡大を図り、産地拡大に向けた取組みを進めている。 また、地区内の農地は平成22年度からほ場整備に取り組んでおり、ほ場整備を契機とした土地利用型園芸作物を取り組むため、担い手農家の組織化をはじめ、JAや行政を中心に実需者を含めた推進組織を設置し、加工野菜の実証ほに取り組み等、園芸作物の生産拡大を目指している。 このような地域の担い手農家等を中心とし、ほ場整備を契機とした土地利用型園芸作物産地形成のモデルケースとして成功させ、閉塞感の強い米依存から脱却し、安定した農業経営を確立することで、地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持に努めるものである。
計						239,000	122,350		122,350	

### Ⅲ 農山漁村活性化対策整備年度別事業実施計画

事業別内容	計画の提出年度	新規・変更の別 新規: 1 変更: 2	都道府県名	都道府県コード (地方公共団体 コード番号(総務 省))	計画主体名	計画主体コード (地方公共団体 コード番号(総務 省))	計画番号	整理コード	市町村名	地区名	地域指定状況										計画期間 最終年度	事業活用活性化 計画目標		全体計画																										
											山村	過疎	特農	半島	離島	豪雪	急傾斜地	沖繩	奄美	目標番号		増減率 等	事業メニュー 番号	事業メニュー名	要件類別 番号	事業内容及び 量	実施期間	事業実施 主体	全体事業費 A	交付金額 (千円未満は 切り捨て)																				
内訳	H24		山形県	60003	山形県	60003	1	1	山形市	大郷													3	暗きよ排水	暗きよ排水A=41.5ha 暗きよ排水A=12.5ha	H24-H27 H24	最上川中流 土地改良区	(493,000,000) 41,000,000	(66,500,000) 20,500,000																					
	H24		山形県	60003	山形県	60003	1	2	鶴岡市	大山三字		1											3	暗きよ排水	暗きよ排水A=12.7ha 土壌改良 A=12.7ha	H24-H25	庄内赤川 土地改良区	52,000,000	28,600,000																					
	H24		山形県	60003	山形県	60003	1	3	三川町	押切新田													3	暗きよ排水	暗きよ排水A=14.2ha 土壌改良 A=14.2ha	H24-H25	庄内赤川 土地改良区	52,000,000	26,000,000																					
	H24		山形県	60003	山形県	60003	1	4	三川町	猪子													3	暗きよ排水	暗きよ排水A=17.9ha 土壌改良 A=1.3ha	H24-H25	庄内赤川 土地改良区	59,000,000	29,500,000																					
	H24		山形県	60003	山形県	60003	1	5	大蔵村、舟形町	鳥川赤松	1	1	1			1							14	農用地等集団化	経営体育成促進換地 等調整A=63.0ha	H24	大蔵村	2,500,000	1,375,000																					
	H24		山形県	60003	山形県	60003	1	6	舟形町	小松原田		1	1			1							14	農用地等集団化	経営体育成促進換地 等調整A=34.7ha	H24	舟形町	1,500,000	825,000																					
	H24		山形県	60003	山形県	60003	1	7	鶴岡市	たらのきだい	1	1	1			1							14	農用地等集団化	経営体育成促進換地 等調整A=24.7ha	H24	庄内赤川 土地改良区	1,000,000	550,000																					
	H24		山形県	60003	山形県	60003	1	8	川西町	かわにし	1	1	1			1							28	農林水産物集出荷貯 蔵施設	予冷庫 基礎 建物増築	H24	山形おきたま農 業共同組合	30,000,000	15,000,000																					
合計(F)							999															H28						(381,000,000) 239,000,000	(488,350,000) 122,350,000																					
事業活用活性化計画目標等	H24		山形県		山形県		1	1001															9	86.3ha																										
	H24		山形県		山形県		1	1002															10	2年																										
	H24		山形県		山形県		1	1003															4	53.1%																										
								1004																																										
								1005																																										
								1006																																										
①事業費計(=F)	H24		山形県		山形県		1	2001																					(391,000,000) 239,000,000	(488,350,000) 122,350,000																				
創意工夫発揮事業								2002																																										
附帯事業								2003																																										
②市町村等附帯事務費	H24		山形県		山形県		1	2004																					3,900,000	1,950,000																				
③都道府県附帯事務費	H24		山形県		山形県		1	2005																					4,294,000	2,147,000																				
総合計(①+②+③)	H24	2	山形県		山形県		1	2006																					247,194,000	128,447,000																				

交付額算定率 交付率	交付限度額 C = A × B (千円未満は切り捨て)	前年度まで		本年度								本年度までの累計		翌年度以降(予定)								備考			
		事業費	交付金額 D	事業内容及び 事業量	事業費	交付金額 (千円未満は切り捨て)	都道府県費	市町村費	その他	本年度末 進捗率 E	単年度交付限度額 C × E - D (千円未満は切り捨て)	仕入れに係る 消費税相当額	事業費	交付金額	翌年度以降										
															事業費	交付金額	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		
																	事業費	交付金額	事業費	交付金額	事業費		交付金額	事業費	交付金額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	%	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円
50.0%	(96,500,000) 20,500,000			晴きよ排水 A=8.3ha	41,000,000	20,500,000	12,300,000	8,200,000		21	20,500,000	含稅額	41,000,000	20,500,000	(152,000,000) 0	(76,000,000) 0	(52,000,000) 0	(26,000,000) 0	(50,000,000) 0	(25,000,000) 0	(50,000,000) 0	(25,000,000) 0			
55.0%	28,600,000			晴きよ排水 A=12.7ha	37,000,000	20,350,000	11,100,000	5,550,000		71	20,350,000	含稅額	37,000,000	20,350,000	15,000,000	8,250,000	15,000,000	8,250,000							
50.0%	28,600,000			晴きよ排水 A=14.2ha	36,000,000	18,000,000	10,800,000	7,200,000		69	18,000,000	含稅額	36,000,000	18,000,000	16,000,000	8,000,000	16,000,000	8,000,000							
50.0%	29,500,000			晴きよ排水 A=17.9ha	45,000,000	22,500,000	13,500,000	9,000,000		76	22,500,000	含稅額	45,000,000	22,500,000	14,000,000	7,000,000	14,000,000	7,000,000							
55.0%	1,375,000			経営体育成促進 換地等調整 A=0.3ha	2,500,000	1,375,000	550,000		575,000	100	1,375,000	該当なし	2,500,000	1,375,000											
55.0%	825,000			経営体育成促進 換地等調整 A=0.4ha	1,500,000	825,000	330,000		345,000	100	825,000	該当なし	1,500,000	825,000											
55.0%	550,000			経営体育成促進 換地等調整 A=0.3ha	1,000,000	550,000	220,000		230,000	100	550,000	含稅額	1,000,000	550,000											
50.0%	15,000,000			予冷庫 建物増築	30,000,000	15,000,000	7,500,000	3,750,000	3,750,000	100	15,000,000	1,500,000	30,000,000	15,000,000											
	(198,350,000) 122,350,000				194,000,000	99,100,000	56,300,000	33,700,000	4,900,000	81	99,100,000	1,500,000	194,000,000	99,100,000	(197,000,000) 45,000,000	(99,250,000) 23,250,000	(97,000,000) 45,000,000	(49,250,000) 23,250,000	(50,000,000) 0	(25,000,000) 0	(50,000,000) 0	(25,000,000) 0			
	(198,350,000) 122,350,000				194,000,000	99,100,000	56,300,000	33,700,000	4,900,000		99,100,000	1,500,000	194,000,000	99,100,000	(197,000,000) 45,000,000	(99,250,000) 23,250,000	(97,000,000) 45,000,000	(49,250,000) 23,250,000	(50,000,000) 0	(25,000,000) 0	(50,000,000) 0	(25,000,000) 0			
	1,950,000				1,930,000	985,000		795,000	170,000		985,000		1,930,000	985,000	1,970,000	985,000	970,000	485,000	600,000	290,000	600,000	290,000			
	2,147,000				2,128,000	1,064,000	1,064,000				1,064,000		2,128,000	1,064,000	2,166,000	1,083,000	1,066,000	533,000	600,000	276,000	600,000	276,000			
	(202,442,000) 128,447,000				198,058,000	101,129,000	57,364,000	34,495,000	5,070,000		101,129,000	1,500,000	198,058,000	101,129,000	(201,136,000) 49,136,000	(101,216,000) 25,318,000	(99,036,000) 47,036,000	(50,268,000) 24,268,000	61,050,000 0	26,526,000 0	61,050,000 0	26,526,000 0			

# 山形4期地区 活性化区域図





(参考様式2)

## 農山漁村活性化対策整備事前点検シート

計画主体名	山形県		
計画期間	H24 ~ H28	総事業費(交付金)	391,000 千円 (198,350 千円)
実施期間	H24 ~ H27		

## 1 計画全体について (山形4期地区)

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	食糧供給県「やまがた」の確立・強化、暮らし続けたい農山漁村の創造、「やまがた」らしい地域づくりの推進の創造の3つの基本方針による「やまがた農山漁村元気づくり応援プラン(平成23年3月)」に基づき事業計画を策定し、農業従事者の定住維持を図ることより基本方針と適合する。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調査等が図られているか。	適	山形県農林水産業振興計画(平成22年3月)、やまがた農山漁村元気づくり応援プラン(平成23年3月)に基づき、農業の持続的な発展と農村の活性化を目指すものである。 また、各市町村の農業振興地域整備計画及び地域水田農業ビジョンとの整合を図り、農業生産の基盤整備を行うことにより、農業従事者の定住維持と地域間交流の促進に寄与している。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。	適	各市町村の農業振興地域整備計画及び地域水田農業ビジョンに基づき作成した計画概要であり、実施主体である関係土地改良区や協議会など、地域住民との合意に基づいている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	計画の対象事業地区では、市町村、関係土地改良区、協議会、関係受益者等で事業推進体制が整備されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	各市町村の農業振興地域整備計画及び地域水田農業ビジョンとの整合を図り、地域住民等の合意形成を基礎とした農業生産の基盤条件の整備内容は、農業従事者の定住維持と地域間交流の促進に寄与し、目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	農業基盤の条件不利地の解消を図り、農業従事者の定住維持に努めるためには、実施期間1~4年(H24~27)並びに、事業目標の達成が可能となる計画期間5年(H24~28)の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×国費率)の範囲内か。	適	交付金要望額198,350千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 391,000千円×50%~55% = 198,350千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

## 事前点検シート (暗きょ排水:大郷地区)

計画主体名	山形県		
計画期間	H24 ~ H28	総事業費(交付金)	193,000千円(96,500千円)
実施期間	H24 ~ H27		

## 1 計画全体について

項目	チェック欄	判断基準
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、転作の本作化に向け、そばや大豆、小麦等の2年3作体系による営農のほか、菜種、枝豆、じゃがいも等の新たな畑作物の導入にも積極的に取り組んでいるが、ほ場の排水状況が悪く、作物が満足した収量、品質が得られず、効率的な機械作業にも支障をきたしている。 このため、暗きょ排水による排水条件の改善と団地化を進め、転作作物の収量・品質の向上と作業の効率化を図り、安定した農業経営を確立することにより、地域農業の推進と集落の活性化により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調査等が図られているか。	適	県の重要施策に位置付けた「水田畑地化基盤強化対策事業」による暗きょ排水整備であり、「山形県農林水産業振興計画(平成22年3月)」に基づき、「農林水産業を支える基盤の確立・強化」による土地の有効活用の推進を図るとともに、「やまがた農山漁村元気づくり応援プラン(平成23年3月)」に基づき、「食料供給県「やまがた」の確立・強化」による産出額拡大に向けた農地フル活用と産地づくりの推進に努めている。 また、第5次山形市農業振興基本計画(H19-H28)や山形市地域水田農業ビジョン(H16-H24)との整合を図り、ビジョンの実現に向けた生産基盤の条件整備を行う。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。	適	JAやまがた大郷支店と最上川中流土地改良区の支援体制のもと、大郷転作協議会を中心として、営農計画や事業計画を取りまとめ、受益者の合意形成は十分得られている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、山形市はもとより、地元の大郷転作協議会を中心に、最上川中流土地改良区が事業推進を担っている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	本地区の事業内容は41.5haの暗きょ排水による基盤条件の整備であり、ほ場内の排水機能が確保され、畑作物の収量・品質が向上し、農業所得の安定確保と増大により、地域内の農業従事者の維持が図られ、目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	計画初年度から4年間の暗きょ排水整備を実施する内容であり、実施後、そばや大豆、小麦の2年3作のほか、園芸作物の栽培により、事業目標の達成が可能となるため、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×国費率)の範囲内か。	適	交付金要望額 96,500千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 193,000千円×50% = 96,500千円  交付要望額は交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 基 準
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	適	新規に取組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、地域自主戦略交付金交付要綱(農林水産省)(以下「交付要綱」という。)別紙35に定める基準を満たしているか。	-	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	適	交付対象とする施設(暗きょ排水)の耐用年数は本暗きょ15年～30年、補助暗きょは10年～15年であり、全て5年以上の施設である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか。	適	総費用総便益比 1.32 ( 1.0)
事業内容、事業実施主体等については交付要綱別紙34及び35に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:本暗きょ(完全暗きょ)と補助暗きょの新設であり、山形市地域水田農業ビジョンに即した事業計画である。 事業主体:最上川中流土地改良区 受益面積: 41.5ha (> 5ha)
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	最上川中流土地改良区が事業主体であり、個人に対する交付ではない。 また、そばや大豆、小麦の2年3作の体系など、転作の本作化のため、ほ場の排水改良として暗きょ排水を施行するものであり、目的外使用ではない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	適	近隣地区(排水対策特別事業「大郷地区」、地域水田農業支援緊急整備事業「志戸田地区」)の施工実績、利用状況とその事業効果を踏まえて事業計画に反映している。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	適	大郷転作協議会や農事組合法人「やまがたファーム」により、作物の導入計画や作付け体系を決定し、施設(暗きょ排水)の有効活用が行われる。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	適	転作の本作化を行うために必要なほ場の排水不良地を対象として整備計画を行っているが、受益地を含む周辺地域が一体となった転作計画を進めるために基盤の条件整備を行っている。

項 目		判 断 基 準
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	国の設計基準及び県の標準単価、近傍の実績単価を用いて、適正な事業費の積上げを行っている。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	事業費の積上げにあたり、使用機械の検討や疎水材の検討により整備コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定箇所はほ場の排水不良地を対象としており、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	適	施設用地は排水不良な水田であり、具体的な整備箇所は確保されている。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、交付要綱別紙35に定める基準を満たすとともに、その必要性を十分に検討しているか	-	該当なし
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記の第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	-	該当なし
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	-	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、山形市と最上川中流土地改良区、地元農家とで負担協議は了しており、償還計画、資金調達計画など十分検討されている。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の方法によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付し難い場合は、理由は明確か	適	一般競争入札方式により執行予定である。

項 目		
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	適	事業主体である最上川中流土地改良区が施設の予定管理者であり、地元農家との十分な調整と合意を図り、施設の管理・運営が適正に行われる。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	-	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	該当なし
他の事業への重複申請(予定も含む)はないか(ある場合には、事業名を記載すること)	-	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

## 農山漁村活性化対策整備事前点検シート

計画主体名	山形県		
計画期間	H24 ~ H28	総事業費(交付金)	52,000 千円 ( 28,600千円 )
実施期間	H24 ~ H25		

## 1 計画全体について (水田畑地化:大山三字地区)

項 目	チェック欄	判 断 基 準
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、転作の本作化に向け、枝豆、大豆のほか、ナス、トマト等の園芸作物の生産拡大を図っているが、ほ場の排水状況が悪く、作物が満足した収量・品質が得られず、効率的な機械作業にも支障をきたしている。 このため、暗渠排水による排水条件の改善と団地化を進め、転作物の収量・品質の向上と作業の効率化を図り、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調査等が図られているか。	適	県の重要施策に位置付けた「水田畑地化基盤強化対策事業による暗渠排水整備であり、水田を活用した畑作物の本作化を目指すものである。 また、鶴岡市の地域水田農業ビジョンによる振興作物(枝豆、大豆)の生産拡大を図り、ビジョンの実現に向けた取り組みとなっている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。	適	JA鶴岡市の支援体制のもと、生産組合を中心に営農計画や事業計画を取りまとめ、受益者の合意形成は十分得られている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、鶴岡市はもとより地元生産組合を中心に、庄内赤川土地改良区が事業の推進に努めている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	暗渠排水による基盤条件の整備であり、ほ場内の排水機能が確保され、畑作物の収量・品質が向上し、農業所得の安定確保と向上により、地域内の農業従事者が維持され目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	2ヵ年で暗渠排水を実施することにより、枝豆、大豆等の畑作物の栽培により、事業目標の達成が可能となるため、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×国費率)の範囲内か。	適	交付金要望額 28,600千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 52,000千円 × 55% = 28,600千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 基 準
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	適	新規に取組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、地域自主戦略交付金交付要綱(農林水産省)(以下「交付要綱」という。)別紙35に定める基準を満たしているか。	-	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	適	交付対象とする施設(暗渠排水)の耐用年数は10年であり、全て5年以上の施設である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか。	適	総費用総便益比 1.67( 1.0)
事業内容、事業実施主体等については交付要綱別紙34及び35に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:暗渠排水の新設工事である。 事業主体:庄内赤川土地改良区 受益面積:12.7ha(>5ha)
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	庄内赤川土地改良区が事業主体であり個人に対する交付ではない。ほ場の排水改良として暗渠排水を施工するものであり、目的外使用はない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	適	近隣地区(県営地域水田農業支援緊急整備事業「大山地区」)の施工実績、利用状況とその事業効果を踏まえて事業計画に反映している。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	適	JA鶴岡市の枝豆部会、地元生産組合により、作物の導入計画や作付け体系を決定し、施設(暗渠排水)の有効活用が行われる。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	適	転作の本作化を行うために必要なほ場の排水不良地を対象として整備計画を行っているが、受益地を含む周辺地域が一体となった転作計画を進めるために基盤の条件整備を行っている。

項 目		判 断 基 準
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	これまでの実施地区の実績を踏まえ、県の標準単価及び近傍地区の実績単価等を参考に積算しており、適正と判断している。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	必要最小限の事業費積上げを行っており、コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定箇所はほ場の排水不良地を対象としており、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	適	施設用地は排水不良な水田であり、具体的な整備箇所は確定されている。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、交付要綱別紙35に定める基準を満たすとともに、その必要性を十分に検討しているか	-	該当なし
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記の第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	-	該当なし
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	-	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、鶴岡市と庄内赤川土地改良区、地元農家とで負担協議は了しており、対応していく計画である。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の方法によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付し難い場合は、理由は明確か	適	一般競争入札方式により執行予定である。



項 目		判 断 基 準	
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか			
	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	適	事業主体である庄内赤川土地改良区が施設の予定管理者であり、地元農家との十分な調整と合意を図り、施設の管理・運営が適正に行われる。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	-	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	該当なし	
他の事業への重複申請(予定も含む)はないか (ある場合には、事業名を記載すること)	-	該当なし	

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

## 農山漁村活性化対策整備事前点検シート

計画主体名	山形県		
計画期間	H24 ~ H28	総事業費(交付金)	52,000 千円( 26,000千円 )
実施期間	H24 ~ H25		

## 1 計画全体について (水田畑地化:押切新田地区)

項 目	チェック欄	判 断 基 準
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、転作の本作化に向け、枝豆、大豆、麦のほか、ネギ等の園芸作物の生産拡大を図っているが、ほ場の排水状況が悪く、作物が満足した収量・品質が得られず、効率的な機械作業にも支障をきたしている。 このため、暗渠排水による排水条件の改善と圃地化を進め、転作物の収量・品質の向上と作業の効率化を図り、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調査等が図られているか。	適	県の重要施策に位置付けた「水田畑地化基盤強化対策事業による暗渠排水整備であり、水田を活用した畑作物の本作化を目指すものである。 また、三川町の地域水田農業ビジョンによる振興作物(枝豆、大豆)の生産拡大を図り、ビジョンの実現に向けた取り組みとなっている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。	適	JAたがわの支援体制のもと、生産組合を中心に営農計画や事業計画を取りまとめ、受益者の合意形成は十分得られている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、三川町はもとより地元生産組合を中心に、庄内赤川土地改良区が事業の推進に努めている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	暗渠排水による基盤条件の整備であり、ほ場内の排水機能が確保され、畑作物の収量・品質が向上し、農業所得の安定確保と向上により、地域内の農業従事者が維持され目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	2カ年で暗渠排水を実施することにより、枝豆、大豆等の畑作物の栽培により、事業目標の達成が可能となるため、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×国費率)の範囲内か。	適	交付金要望額 26,000千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 52,000千円 × 50% = 26,000千円  交付要望額は交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 基 準
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	適	新規に取組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、地域自主戦略交付金交付要綱(農林水産省)(以下「交付要綱」という。)別紙35に定める基準を満たしているか。	-	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	適	交付対象とする施設(暗渠排水)の耐用年数は10年であり、全て5年以上の施設である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか。	適	総費用総便益比 1.38( 1.0)
事業内容、事業実施主体等については交付要綱別紙34及び35に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:暗渠排水の新設工事である。 事業主体:庄内赤川土地改良区 受益面積:14.2ha(>5ha)
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	庄内赤川土地改良区が事業主体であり個人に対する交付ではない。ほ場の排水改良として暗渠排水を施工するものであり、目的外使用はない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	適	近隣地区(県営地域水田農業支援緊急整備事業「三川上口地区」)の施工実績、利用状況とその事業効果を踏まえて事業計画に反映している。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	適	JAたがわの枝豆部会、地元生産組合により、作物の導入計画や作付け体系を決定し、施設(暗渠排水)の有効活用が行われる。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	適	転作の本作化を行うために必要なほ場の排水不良地を対象として整備計画を行っているが、受益地を含む周辺地域が一体となった転作計画を進めるために基盤の条件整備を行っている。

項 目		判 断 基 準
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	これまでの実施地区の実績を踏まえ、県の標準単価及び近傍地区の実績単価等を参考に積算しており、適正と判断している。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	必要最小限の事業費積上げを行っており、コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定箇所はほ場の排水不良地を対象としており、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	適	施設用地は排水不良な水田であり、具体的な整備箇所は確定されている。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、交付要綱別紙35に定める基準を満たすとともに、その必要性を十分に検討しているか	-	該当なし
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記の第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	-	該当なし
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	-	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、三川町と庄内赤川土地改良区、地元農家とで負担協議は了しており、対応していく計画である。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の方法によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付し難い場合は、理由は明確か	適	一般競争入札方式により執行予定である。

項 目		判 断 基 準	
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか			
	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	適	事業主体である庄内赤川土地改良区が施設の予定管理者であり、地元農家との十分な調整と合意を図り、施設の管理・運営が適正に行われる。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	-	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	該当なし	
他の事業への重複申請(予定も含む)はないか (ある場合には、事業名を記載すること)	-	該当なし	

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

## 農山漁村活性化対策整備事前点検シート

計画主体名	山形県		
計画期間	H24 ~ H28	総事業費(交付金)	59,000 千円 ( 29,500千円 )
実施期間	H24 ~ H25		

## 1 計画全体について (水田畑地化:猪子地区)

項目	チェック欄	判断基準
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、転作の本作化に向け、枝豆、大豆のほか、ネギ等の園芸作物の生産拡大を図っているが、ほ場の排水状況が悪く、作物が満足した収量・品質が得られず、効率的な機械作業にも支障をきたしている。 このため、暗渠排水による排水条件の改善と団地化を進め、転作物の収量・品質の向上と作業の効率化を図り、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調査等が図られているか。	適	県の重要施策に位置付けた「水田畑地化基盤強化対策事業による暗渠排水整備であり、水田を活用した畑作物の本作化を目指すものである。 また、三川町の地域水田農業ビジョンによる振興作物(枝豆、大豆)の生産拡大を図り、ビジョンの実現に向けた取り組みとなっている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。	適	JAたがわの支援体制のもと、生産組合を中心に営農計画や事業計画を取りまとめ、受益者の合意形成は十分得られている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、三川町はもとより地元生産組合を中心に、庄内赤川土地改良区が事業の推進に努めている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	暗渠排水による基盤条件の整備であり、ほ場内の排水機能が確保され、畑作物の収量・品質が向上し、農業所得の安定確保と向上により、地域内の農業従事者が維持され目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	2カ年で暗渠排水を実施することにより、枝豆、大豆等の畑作物の栽培により、事業目標の達成が可能となるため、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×国費率)の範囲内か。	適	交付金要望額 29,500千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 59,000千円 × 50% = 29,500千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 基 準
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	適	新規に取組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、地域自主戦略交付金交付要綱(農林水産省)(以下「交付要綱」という。)別紙35に定める基準を満たしているか。	-	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	適	交付対象とする施設(暗渠排水)の耐用年数は10年であり、全て5年以上の施設である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか。	適	総費用総便益比 1.20( 1.0)
事業内容、事業実施主体等については交付要綱別紙34及び35に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:暗渠排水の新設工事である。 事業主体:庄内赤川土地改良区 受益面積:17.9ha(>5ha)
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	庄内赤川土地改良区が事業主体であり個人に対する交付ではない。ほ場の排水改良として暗渠排水を施工するものであり、目的外使用はない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	適	近隣地区(県営地域水田農業支援緊急整備事業「助川地区」)の施工実績、利用状況とその事業効果を踏まえて事業計画に反映している。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	適	JAたがわの枝豆部会、地元生産組合により、作物の導入計画や作付け体系を決定し、施設(暗渠排水)の有効活用が行われる。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	適	転作の本作化を行うために必要なほ場の排水不良地を対象として整備計画を行っているが、受益地を含む周辺地域が一体となった転作計画を進めるために基盤の条件整備を行っている。

項 目		判 断 基 準
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	これまでの実施地区の実績を踏まえ、県の標準単価及び近傍地区の実績単価等を参考に積算しており、適正と判断している。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	必要最小限の事業費積上げを行っており、コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定箇所はほ場の排水不良地を対象としており、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	適	施設用地は排水不良な水田であり、具体的な整備箇所は確定されている。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、交付要綱別紙35に定める基準を満たすとともに、その必要性を十分に検討しているか	-	該当なし
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記の第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	-	該当なし
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	-	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、三川町と庄内赤川土地改良区、地元農家とで負担協議は了しており、対応していく計画である。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の方法によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付し難い場合は、理由は明確か	適	一般競争入札方式により執行予定である。



項 目		判 断 基 準
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	適 事業主体である庄内赤川土地改良区が施設の予定管理者であり、地元農家との十分な調整と合意を図り、施設の管理・運営が適正に行われる。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	- 該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	該当なし
他の事業への重複申請(予定も含む)はないか(ある場合には、事業名を記載すること)	-	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

## 農山漁村活性化対策整備事前点検シート

計画主体名	山形県		
計画期間	H24 ~ H28	総事業費(交付金)	2,500 千円( 1,375千円 )
実施期間	H24		

## 1 計画全体について (農用地等集団化・烏川赤松地区)

項目	チェック欄	判断基準
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、農家数の減少や農業従事者の高齢化のなか、担い手を中心に営農が行われているが、ほ場が未整備で、耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障を来している状況である。 このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成するものであり、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調査等が図られているか。	適	山形県農林水産業振興計画(平成22年3月)に基づき、多様な担い手の確保として競争力の高い経営体の育成を図るとともに、やまがた農山漁村元気づくり応援プラン(平成23年3月)に基づき、食を担う経営体育成のための優良農地の維持保全に努めている。 また、大蔵村農業振興地域整備計画及び大蔵村地域水田農業ビジョンとの整合を図り、生産基盤の整備を行う。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。	適	大蔵村を中心に烏川赤松地区基盤整備推進委員及び同実行委員が主体となって、営農計画や事業計画を取りまとめ、受益者の合意形成を図っている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、大蔵村をはじめ、烏川赤松地区基盤整備推進委員及び同実行委員が事業の推進に努めている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成することにより、基盤整備の円滑化が図られ目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	農用地等集団化として換地設計基準を作成することにより、区画整理や用排水路の改修など基盤整備の円滑化として事業目標の達成が可能となるため、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×国費率)の範囲内か。	適	交付金要望額 1,375千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 2,500千円×55% = 1,375千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 基 準
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではないか。	適	新規に取組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、地域自主戦略交付金交付要綱(農林水産省)(以下「交付要綱」という。)別紙35に定める基準を満たしているか。	-	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	-	該当なし
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか。	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領第2の3の規定により、投資効率=1.0で算定。 なお、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成するものであり、基盤整備の円滑化が図られ、事業による効果の発現は確実に見込まれる。
事業内容、事業実施主体等については交付要綱別紙34及び35に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成する。 事業主体:大蔵村 受益面積:63ha(>5ha) 平成26年度内に農地整備事業(経営体育成型)として着手予定。
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	受益面積63haを対象とした農地整備事業(経営体育成)の着手を前提に、大蔵村が実施する農用地等集団化として換地設計基準を作成するものであり、目的外使用はない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	該当なし

項 目		判 断 基 準
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	これまでの実施地区の実績を踏まえ、県の標準単価及び近傍地区の実績単価等を参考に積算しており、適正と判断している。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	必要最小限の事業費積上げを行っており、コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定箇所はほ場の未整備地を対象としており、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	-	該当なし
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、交付要綱別紙35に定める基準を満たすとともに、その必要性を十分に検討しているか	-	該当なし
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記の第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	-	該当なし
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	-	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、償還計画、資金調達計画など十分検討されている。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の方法によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付し難い場合は、理由は明確か	適	農用地等集団化として換地設計基準を作成するものであることの特異性により、指名競争入札方式・随意契約により執行予定である。

項 目		判 断 基 準	
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか			
	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	-	該当なし
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	-	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	該当なし	
他の事業への重複申請(予定も含む)はないか (ある場合には、事業名を記載すること)	-	該当なし	

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

## 農山漁村活性化対策整備事前点検シート

計画主体名	山形県		
計画期間 実施期間	H24 ~ H28 H24	総事業費(交付金)	1,500千円(825千円)

## 1 計画全体について (農用地等集団化:小松原田地区)

項目	チェック欄	判断基準
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、農家数の減少や農業従事者の高齢化のなか、担い手を中心に営農が行われているが、ほ場が未整備で、耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障を来している状況である。 このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成するものであり、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調査等が図られているか。	適	山形県農林水産業振興計画(平成22年3月)に基づき、多様な担い手の確保として競争力の高い経営体の育成を図るとともに、やまがた農山漁村元気づくり応援プラン(平成23年3月)に基づき、食を担う経営体育成のための優良農地の維持保全に努めている。 また、舟形町農業振興地域整備計画及び舟形町地域水田農業ビジョンとの整合を図り、生産基盤の整備を行う。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。	適	舟形町土地改良区を中心に小松原田地区ほ場整備組合が主体となって、営農計画や事業計画を取りまとめ、受益者の合意形成を図っている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、舟形町土地改良区をはじめ、小松原田地区ほ場整備組合が事業の推進に努めている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成することにより、基盤整備の円滑化が図られ目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	農用地等集団化として換地設計基準を作成することにより、区画整理や用排水路の改修など基盤整備の円滑化として事業目標の達成が可能となるため、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×国費率)の範囲内か。	適	交付金要望額 825千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 1,500千円×55% = 825千円  交付要望額は交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について

項目	チェック欄	判断基準
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではないか。	適	新規に取組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、地域自主戦略交付金交付要綱(農林水産省)(以下「交付要綱」という。)別紙35に定める基準を満たしているか。	-	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	-	該当なし
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか。	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領第2の3の規定により、投資効率=1.0で算定。 なお、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成するものであり、基盤整備の円滑化が図られ、事業による効果の発現は確実に見込まれる。
事業内容、事業実施主体等については交付要綱別紙34及び35に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成する。 事業主体:舟形町 受益面積:34.7ha(>5ha) 平成26年度内に農地整備事業(経営体育成型)として着手予定。
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	受益面積34.7haを対象とした農地整備事業(経営体育成型)の着手を前提に、舟形町が実施する農用地等集団化として換地設計基準を作成するものであり、目的外使用はない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	該当なし

項 目		判 断 基 準	
事業費積算等は適正か			
	過大な積算としていないか	適	これまでの実施地区の実績を踏まえ、県の標準単価及び近傍地区の実績単価等を参考に積算しており、適正と判断している。
	建設・整備コストの低減に努めているか	適	必要最小限の事業費積上げを行っており、コストの低減に努めている。
	附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
	備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定箇所はほ場の未整備地を対象としており、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である。	
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	-	該当なし	
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、交付要綱別紙35に定める基準を満たすとともに、その必要性を十分に検討しているか	-	該当なし	
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か			
	処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記の第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	-	該当なし
	地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	-	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、区域内の賦課金の中から対応していく計画である。	
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の方法によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付し難い場合は、理由は明確か	適	農用地等集団化として換地設計基準を作成するものであることの特異性により、指名競争入札方式・随意契約により執行予定である。	



項 目		判 断 基 準
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	- 該当なし
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	- 該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	該当なし
他の事業への重複申請(予定も含む)はないか (ある場合には、事業名を記載すること)	-	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

## 農山漁村活性化対策整備事前点検シート

計画主体名	山形県		
計画期間	H24 ~ H28	総事業費(交付金)	1,000千円(550千円)
実施期間	H24		

## 1 計画全体について (農用地等集団化: たらのみだい地区)

項目	チェック欄	判断基準
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、農家数の減少や農業従事者の高齢化のなか、担い手を中心に営農が行われているが、ほ場が未整備で、耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障を来している状況である。 このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成するものであり、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調査等が図られているか。	適	山形県農林水産業振興計画(平成22年3月)に基づき、多様な担い手の確保として競争力の高い経営体の育成を図るとともに、やまがた農山漁村元気づくり応援プラン(平成23年3月)に基づき、食を担う経営体育成のための優良農地の維持保全に努めている。 また、鶴岡市農業振興地域整備計画及び鶴岡市地域水田農業ビジョンとの整合を図り、生産基盤の整備を行う。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。	適	庄内赤川土地改良区を中心にとらのみだい地区維持管理組合が主体となって、営農計画や事業計画を取りまとめ、受益者の合意形成を図っている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、庄内赤川土地改良区をはじめ、たらのみだい地区維持管理組合が事業の推進に努めている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成することにより、基盤整備の円滑化が図られ目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	農用地等集団化として換地設計基準を作成することにより、区画整理や用排水路の改修など基盤整備の円滑化として事業目標の達成が可能となるため、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×国費率)の範囲内か。	適	交付金要望額 550千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 1,000千円×55% = 550千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 基 準
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではないか。	適	新規に取組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、地域自主戦略交付金交付要綱(農林水産省)(以下「交付要綱」という。)別紙35に定める基準を満たしているか。	-	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	-	該当なし
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか。	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領第2の3の規定により、投資効率=1.0で算定。 なお、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成するものであり、基盤整備の円滑化が図られ、事業による効果の発現は確実に見込まれる。
事業内容、事業実施主体等については交付要綱別紙34及び35に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成する。 事業主体:庄内赤川土地改良区 受益面積:24.7ha(>5ha) 平成26年度内に経営体育成基盤整備事業として着手予定。
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	受益面積24.7haを対象とした経営体育成基盤整備事業の着手を前提に、庄内赤川土地改良区が実施する農用地等集団化として換地設計基準を作成するものであり、目的外使用はない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	該当なし

項 目		判 断 基 準
事業費積算等は適正か		
	過大な積算としていないか	適 これまでの実施地区の実績を踏まえ、県の標準単価及び近傍地区の実績単価等を参考に積算しており、適正と判断している。
	建設・整備コストの低減に努めているか	適 必要最小限の事業費積上げを行っており、コストの低減に努めている。
	附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	- 該当なし
	備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	- 該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定箇所はほ場の未整備地を対象としており、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	-	該当なし
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、交付要綱別紙35に定める基準を満たすとともに、その必要性を十分に検討しているか	-	該当なし
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
	処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記の第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	- 該当なし
	地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	- 該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、区域内の賦課金の中から対応していく計画である。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の方法によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付し難い場合は、理由は明確か	適	換地設計基準作成業務であり特殊なため随意契約である。

項 目		判 断 基 準	
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか			
	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	-	該当なし
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	-	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	該当なし	
他の事業への重複申請(予定も含む)はないか (ある場合には、事業名を記載すること)	-	該当なし	

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

## 農山漁村活性化対策整備事前点検シート

計画主体名	山形県		
計画期間	H24 ~ H28	総事業費(交付金)	30,000 千円 (15,000千円)
実施期間	H24		

## 1 計画全体について (農林水産物集出荷貯蔵施設整備:かわにし地区)

項目	チェック欄	判断基準
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、農家数の減少や農業従事者の高齢化のなか、担い手を中心とした営農が行われているが、ほ場が未整備なため効率的な営農に支障を来していたことから、現在、ほ場整備に取り組んでいる。本事業は、担い手農家を中心に、ほ場整備を契機とした園芸作物生産拡大に向け、関係機関が連携した生産体制を確立し、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調査等が図られているか。	適	山形県農林水産業振興計画(平成22年3月)に基づき、多様な担い手の確保として競争力の高い経営体の育成を図るとともに、やまがた農山漁村元気づくり応援プラン(平成23年3月)に基づき、食を担う経営体育成のための基盤整備と合わせて、実需者と連携した園芸作物の生産体制を確立するものである。 また、川西町の農業振興地域整備計画及び地域水田農業ビジョンとの整合を図り、担い手の育成及び強化を図るものである。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。	適	白川土地改良区やこうずく地区経営体育成基盤整備事業施工委員会(受益者)を含め、JA、市町村、県等、関係機関が連携した取り組みとして合意形成を図っている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、白川土地改良区をはじめ、こうずく地区経営体育成基盤整備事業施工委員会、実需者と関係機関が連携した組織を設置し、事業の推進に努めている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	本地区の事業内容は、園芸作物の生産拡大に向けて必要となる集出荷施設の整備を行うものであり、ほ場整備を契機とした園芸作物の生産体制づくりを促進し、農業経営の安定化(園芸作物の生産販売量、販売額の拡大)により農業従事者の定住が維持され、目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	計画期間内に営農計画に基づいた作付けや営農指導を行い、園芸作物の生産拡大を目指すものであり、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×国費率)の範囲内か。	適	交付金要望額 15,000千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 30,000千円×50% = 15,000千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について

項目	チェック欄	判断基準
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	適	新規に取り組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、地域自主戦略交付金交付要綱(農林水産省)(以下「交付要綱」という。)別紙35に定める基準を満たしているか。	-	既存施設の増改築により機能を強化するもので、有効利用及び事業費の低減の観点から必要と認められる。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	-	機械及び装置の農業用設備であり耐用年数は7年である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか。	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領第2の規定により算定、投資効率 = 1.122 投資効率 = $\{(3,664,000 \text{ 円} \div 0.1066) - 0\} \div 30,630,000 \text{ 円} = 1.122$
事業内容、事業実施主体等については交付要綱別紙34及び35に定める要件等を満たしているか	適	事業内容: 地域の特性を活かした高収益型農業の確立により農業振興を図るため、ほ場整備等を契機に園芸作物の生産体制づくりと併せて、山形おきたま農業協同組合が事業主体となり集出荷施設を整備するものである。 事業主体: 山形おきたま農業協同組合
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	ほ場整備等を契機に園芸作物の生産体制を整備するため、山形おきたま農業協同組合が事業主体となって、園芸作物導入に必要な集出荷施設を整備するものであり問題はない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	該当なし

項 目		判 断 基 準
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	川西町における園芸作物等の生産計画を基本とした施設利用計画に基づき規模を決定し、適正な積算を行っている。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	既存施設の増築により機能を強化を図り、有効利用及び事業費の低減が図られている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定場所は、現時稼働している集出荷施設の位置であり、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	適	事業主体である山形おきたま農業協同組合の用地内での整備である。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、交付要綱別紙35に定める基準を満たすとともに、その必要性を十分に検討しているか	-	該当なし
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記の第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	適	貯蔵施設(野菜)の上限額270千円/tに対し、事業費30,000千円÷扱い数量(増量)485.2t = 61千円/tであり適正である。
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	-	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、平成24年度補正予算で計上することで調整済みである。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の方法によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付し難い場合は、理由は明確か	適	一般競争入札方式により執行予定である。



項 目		判 断 基 準
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	適 施設の管理規程及び管理規則を定め適正に管理することとしている。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	- 該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	該当なし
他の事業への重複申請(予定も含む)はないか (ある場合には、事業名を記載すること)	-	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。